

## 21 減免の状況

(単位：円、件)

税目	区 分	減 免 の 理 由	減 免	
			税 額	件 数
法 人 県 民 税	条 4 7 ① I 該 当	一般社団法人又は一般財団法人	493,200	23
	条 4 7 ① II 該 当	公益社団法人又は公益財団法人	1,326,600	62
	条 4 7 ① III 該 当	地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体	18,963,000	889
	計		20,782,800	974
個 人 事 業 税	条 62 ① I 該 当	生活保護法の規定により生活扶助を受けている者	—	—
	条 62 ① II 該 当	災害により自己所有に係る資産につき、損害の金額が資産の価格の総額の10分の3以上であり、所得金額が千万円以下である者	—	—
	条 62 ① III 該 当	災害により自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について、損害の金額が資産の価格の総額の10分の3以上であり、所得金額が千万円以下である者	—	—
	計		—	—
不 動 産 取 得 税	条 79 ① I 該 当	天災その他の災害により滅失し、又は損壊した不動産に代わるものの取得	434,911	7
	条 79 ① II 該 当	取得した不動産がその取得の日から一年以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における不動産の取得	—	—
	条 79 ① III 該 当	(以下の規則で定めるもの)		
	規 27 ① I	幼稚園を設置する者の直接保育又は教育の用に供するための不動産の取得	—	—
	規 27 ① II	農業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫資金又は農業改良資金の貸付けを受けた者の共同利用に係る保管、生産又は加工の用に供する家屋の取得	2,410,668	5
	規 27 ① II の II	地方公共団体の補助金又は交付金の交付を受けた者が農林漁業経営の近代化又は合理化のため、共同利用に係る保管、生産又は加工の用に供する家屋の取得	114,813	1
	規 27 ① III	一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて行った不動産の取得	—	—
	規 27 ① IV	一般財団法人国民休暇村協会が直接本来の事業の用に供するための不動産の取得	—	—
	規 27 ① V	公益財団法人日本体育協会が設置する青少年スポーツセンターに係る不動産の取得	—	—
	規 27 ① VI	信用保証協会が保証の債務を履行した場合における求償権の行使に伴う不動産の取得	—	—
	規 27 ① VII	知事が入浴料金を定める公衆浴場の事業の用に供する家屋の取得	—	—
	規 27 ① VIII	集団移転促進事業又は災害危険住宅移転事業により、住宅を移転した者が移転前に自己の居住の用に供していた住宅及び当該住宅に係る宅地に代わる不動産の取得	—	—
規 27 ① IX	医療保健業を行う法人がその事業の用に供する不動産の取得	—	—	

(単位：円、件)

税目	区 分	減 免 の 理 由	減 免	
			税 額	件 数
不 動 産 取 得 税	規 27 ① X	土地区画整理事業の施行による家屋の移転又は除却に伴う損失補償金を受けた者の従前の家屋に代わる家屋の取得	291,452	7
	規 27 ① XII	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴い宅地、借地権又は建築物に対応して与えられる不動産の取得	—	—
	規 27 ① XIII	国又は地方公共団体に無償で譲渡され、又は帰属されることが確実で、国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する不動産の取得	3,976,610	24
	規 27 ① XIV	地方自治法第 260条の 2第 7項に規定する認可地縁団体が集会所その他専ら地域的な共同活動の用に供する不動産の取得 (H20. 11. 30以前は同条の 2第 1項に規定する地縁による団体が集会所その他専ら地域的な共同活動の用に供する不動産の取得)	1,514,540	12
	計		8,742,994	56
自 動 車 取 得 税	条 115① I 該 当	日本赤十字社の救急自動車、巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得	290,700	5
	条 115① II 該 当	秋田県厚生農業協同組合連合会の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得	—	—
	条 115① III 該 当	身体障害者が自ら運転する自家用自動車又は身体障害者等のために生計を一にする者が運転する自家用自動車に係る自動車の取得	23,306,900	533
	条 115① IV 該 当	身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者等を常時介護する者が運転する自家用自動車の取得	—	—
	条 115① V 該 当	取得した自動車とその取得の日から一月以内に災害により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得	—	—
	条 115① VI 該 当	災害により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車を当該滅失又は損壊の日から三月以内に取得した場合における当該自動車の取得	90,000	9
	条 115① VII 該 当	構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の取得	10,860,600	124
	条 115① VIII 該 当	構造上身体障害者等の利用に供するための自動車又は専ら身体障害者が運転するために構造変更がなされた営業用自動車の取得	119,400	29
計		34,667,600	700	
自 動 車 税	条 134 ①、② 該 当	身体障害者等が自ら運転する自家用自動車	252,452,200	6,843
		身体障害者等のために身体障害者等と生計を一にする者が運転する自家用自動車（常時介護する者が運転するものを含む。）	217,424,600	5,851
	条 135 該 当	天災その他の災害により損害を受けた場合で、修繕に要した費用の額が自動車税の年税額に相当する金額を超える自動車	—	—
	条 136 該 当	生活路線を運行する一般乗合用バスと指定された自動車	3,954,400	201
	条 136 の 2 該 当	代替路線を運行する一般乗合用バス又は一般貸切用バスと指定された自動車	406,800	25
	条 136 の 3 該 当	構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車	67,812,200	1,539
計		542,050,200	14,459	